

## 中間財務諸表

### 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第85期中 (平18.9.30現在)	第86期中 (平19.9.30現在)
	金 額	金 額
(資産の部)		
現金預け金	44,722	48,502
コールローン	111,296	100,000
買入金銭債権	1,175	1,288
商品有価証券	6	1
金銭の信託	23,187	33,510
有価証券 <sup>1,7</sup>	862,327	899,426
貸出金 <sup>2,3,4,5,6,8</sup>	1,456,869	1,522,563
外国為替 <sup>6</sup>	4,822	1,876
その他資産 <sup>7</sup>	25,838	60,895
有形固定資産 <sup>9,10</sup>	20,680	23,157
無形固定資産	3,349	3,984
繰延税金資産	16,212	25,127
支払承諾見返 <sup>14</sup>	22,625	17,990
貸倒引当金	13,395	16,653
資産の部合計	2,579,717	2,721,669
(負債の部)		
預金 <sup>7</sup>	2,106,528	2,206,448
コールマネー		1,731
債券貸借取引受入担保金 <sup>7</sup>	295,218	316,278
借入金 <sup>7,11</sup>	8,194	20,139
外国為替	124	121
社債 <sup>12</sup>	34,400	39,400
新株予約権付社債 <sup>13</sup>	8,220	5,342
その他負債	7,830	32,296
退職給付引当金	623	495
役員退職慰労引当金		227
支払承諾 <sup>14</sup>	22,625	17,990
負債の部合計	2,483,764	2,640,471
(純資産の部)		
資本金	48,001	49,365
資本剰余金	31,764	33,127
資本準備金	31,763	33,126
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	16,546	21,879
利益準備金	682	1,018
その他利益剰余金	15,863	20,860
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	5,863	10,860
自己株式	161	181
株主資本合計	96,150	104,190
その他有価証券評価差額金	155	22,946
繰延ヘッジ損益	42	46
評価・換算差額等合計	198	22,992
純資産の部合計	95,952	81,197
負債及び純資産の部合計	2,579,717	2,721,669

### 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第85期中 (平18.4.1から 平18.9.30まで)	第86期中 (平19.4.1から 平19.9.30まで)
	金 額	金 額
経常収益	42,970	44,131
資金運用収益	24,147	26,352
(うち貸出金利息)	(13,014)	(15,178)
(うち有価証券利息配当金)	(10,934)	(10,935)
役務取引等収益	4,302	4,763
その他業務収益	5,310	3,496
その他経常収益	9,210	9,519
経常費用	37,040	35,915
資金調達費用	6,893	10,798
(うち預金利息)	(1,496)	(3,590)
役務取引等費用	1,862	1,850
その他業務費用	194	1,384
営業経費 <sup>1</sup>	12,193	13,161
その他経常費用 <sup>2</sup>	15,895	8,720
経常利益	5,930	8,215
特別利益	430	274
特別損失	16	18
税引前中間純利益	6,344	8,471
法人税、住民税及び事業税	20	1,453
法人税等調整額	2,603	2,314
中間純利益	3,721	4,704

## 中間株主資本等変動計算書

第85期中（平18.4.1から平18.9.30まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金							利益 剰余金 合計
平成18年3月31日残高	47,747	31,509	0	31,509	429	6,500	7,156	14,086	154	93,188	5,601		5,601	98,789
中間会計期間中の変動額														
新株の発行（新株予約権の行使）	254	254		254						508				508
剰余金の配当 <sup>（注）</sup>					252		1,514	1,262		1,262				1,262
別途積立金の積立 <sup>（注）</sup>						3,500	3,500							
中間純利益							3,721	3,721		3,721				3,721
自己株式の取得									6	6				6
自己株式の処分			0	0					0	0				0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）											5,756	42	5,799	5,799
中間会計期間中の変動額合計	254	254	0	254	252	3,500	1,292	2,459	6	2,962	5,756	42	5,799	2,837
平成18年9月30日残高	48,001	31,763	0	31,764	682	10,000	5,863	16,546	161	96,150	155	42	198	95,952

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第86期中（平19.4.1から平19.9.30まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金							利益 剰余金 合計
平成19年3月31日残高	49,364	33,126	0	33,126	682	10,000	8,175	18,857	173	101,175	8,155	41	8,114	109,289
中間会計期間中の変動額														
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0		0						1				1
剰余金の配当 <sup>（注）</sup>					336		2,019	1,683		1,683				1,683
中間純利益							4,704	4,704		4,704				4,704
自己株式の取得									7	7				7
自己株式の処分			0	0					0	0				0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）											31,102	4	31,106	31,106
中間会計期間中の変動額合計	0	0	0	0	336		2,684	3,021	7	3,014	31,102	4	31,106	28,091
平成19年9月30日残高	49,365	33,126	0	33,127	1,018	10,000	10,860	21,879	181	104,190	22,946	46	22,992	81,197

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

## 第86期中間会計期間(平成19年9月期) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

動産 2年～15年

#### (会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

#### (追加情報)

当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、28百万円、中間純利益は16百万円減少しております。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,855,3百万円であります。

#### (2) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務: その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異: 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理

なお、会計基準変更時差異(7,389百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当中間会計期間末支給見積額を計上しております。

#### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 8. ヘッジ会計の方法

##### 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

## 追加情報

### (役員退職慰労引当金)

役員退職慰労引当金は、従来、支出時の費用として処理していましたが、前事業年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成19年4月13日監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

従って、当中間会計期間は従来の方法によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は21百万円、税引前中間純利益及び中間純利益は208百万円多く計上されております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 5,183百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,355百万円、延滞債権額は23,106百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は366百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27,691百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,519百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,484百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 341,082百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,385百万円

債券貸借取引受入担保金 316,278百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,206百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は456百万円、保証金は4,431百万円及びデリバティブ取引担保金は1,100百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は315,291百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,153百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 245百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金20,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。

13. 新株予約権付社債は、劣後特約付無担保新株予約権付社債であります。

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,930百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺してあります。

前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ1,860百万円減少します。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資産 666百万円  
無形固定資産 495百万円

2. その他経常費用には、貸出金償却2,882百万円、貸倒引当金繰入額2,800百万円及び株主等償却732百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	31	1	0	32	注1、2
合計	31	1	0	32	

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による取得であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による処分であります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	3,249	301	3,551
減価償却累計額相当額	2,316	200	2,517
減損損失累計額相当額			
中間会計期間末残高相当額	932	101	1,033

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	564百万円
1年超	469百万円
合計	1,033百万円

(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・リース資産減損勘定の中間会計期末残高

百万円

・支払リース料

322百万円

・リース資産減損勘定の取崩額

百万円

・減価償却費相当額

322百万円

・減損損失

百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。